

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	33	府省庁名	経済産業省 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	省エネ改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 省エネ改修と併せて耐久性向上改修[*]を行う場合（増改築による長期優良住宅の認定を取得する場合に限る） [*]劣化対策工事、維持管理・更新の容易化工事</p> <p>・ 特定措置の内容 <現行制度の概要> 省エネ改修を行った場合、以下のとおり固定資産税額を軽減する。 省エネ改修：翌年度1/3軽減 <要望内容></p> <p>（1）省エネ改修と併せて耐久性向上改修を行う場合（増改築による長期優良住宅の認定を取得する場合に限る）、工事翌年度の固定資産税額を2/3軽減する。</p> <p>（2）省エネ等の複数のリフォームを同時に行った場合でも、リフォーム税制（所得税・固定資産税）に係る工事証明を1つの書類で行うことができるよう、所要の措置を講じる。</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第15条の9、地方税法施行令附則第12条、地方税法施行規則附則第7条 〕		
減収見込額	[初年度] 0 (▲76.4)	[平年度] ▲0.8 (▲76.4)	[改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	<p>（1）政策目的 我が国における民生家庭部門のエネルギー消費量及びCO₂排出量を抑制するためには、住宅においても省エネルギー性能の一層の向上を促進することが必要不可欠である。</p> <p>既築住宅の省エネルギー性能については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（省エネ基準）の適合率が約5%程度にとどまっている状況にある。このため、民生家庭部門のエネルギー消費量を削減するためには、既存住宅の省エネ性能の向上が重要である。以上の状況を踏まえ、本制度により省エネ改修を強力に推進する。</p> <p>（2）施策の必要性 「エネルギー基本計画」においても、省エネルギー性能の低い既存建築物・住宅の改修・建て替えや、省エネルギー性能等を含めた総合的な環境性能に関する評価・表示制度の充実・普及などの省エネルギー対策を促進し、より高い省エネルギー性能を有する低炭素認定建築物の普及促進を図ることとしており、民生家庭部門におけるエネルギー削減を強力に推進していくことが必要である。</p> <p>このため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成27年法律第53号）が平成27年7月8日に公布され、一定規模以上の非住宅建築物の新築等についてエネルギー消費性能基準への適合が義務化されるほか、エネルギー消費性能向上計画の認定制度等の誘導措置等が創設されたところ。</p> <p>一方、既築住宅の省エネ化については、費用負担等の観点からハードルが高く、進んでいない状況であり、適切なインセンティブ措置が必要。中でも、省エネ改修を含めた費用負担面でのハードルを下げる本拡充措置は不可欠。このため、本拡充措置を通じて、住宅ストックを有効活用しつつ、その質の向上に資する改修を誘導していくことが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	33-1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）」において、「住宅の耐震改修・建替えや適切な管理が行われていない空き家等の除却に対して支援を行う。また、住宅の断熱性を高めるなどの省エネ化やバリアフリー化など、住宅の長寿命化に資するリフォームを促進する。」と位置づけられている。 ・「日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）」において、「省エネ化や長期優良住宅化リフォームへの支援等を行い、既存住宅の質の向上を進める」と位置づけられている。 <p>（政策評価体系における位置づけ） 政策目標 5 エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・2025 年までにリフォームの市場規模を 12 兆円に倍増する（2010 年 6 兆円） ※可能な限り 2020 年までに達成を目指す。 ・省エネ基準を充たす住宅ストックの割合 6%（平成 25 年）→ 20%（平成 37 年）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・2025 年までにリフォームの市場規模を 12 兆円に倍増する（2010 年 6 兆円） ※可能な限り 2020 年までに達成を目指す ・省エネ基準を充たす住宅ストックの割合 12%（平成 30 年）
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォームの市場規模 2015 年：7 兆円 ・省エネ基準を充たす住宅ストックの割合 6%（平成 25 年）
有効性	要望の措置の適用見込み	平年度 約 60 件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する省エネ改修を広く誘導していくことが、政策目標の達成のために有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（租税特別措置法第 41 条の 3 の 2）</p> <p>既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（同法第 41 条の 19 の 3）</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成 27 年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業（100 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、既存住宅の省エネルギー化等の改修を促進する。また、本税制は個別に補助申請を行い、審査等を経て補助金を受給する仕組みではなく、一定の要件を満たす者全てについて、確定申告の際に減税の手続きを合わせて行う仕組みとすることで、公平かつ簡素にインセンティブを付与し、住宅の省エネルギー改修を促進する。
	要望の措置の妥当性	既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する省エネ改修を広く誘導していくため、省エネ改修に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。
	ページ	33—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 23 年度 省エネ：8,135 件 平成 24 年度 省エネ：5,433 件 平成 25 年度 省エネ：7,600 件 平成 26 年度 省エネ：2,563 件 平成 27 年度 省エネ：5,937 件 （総務省「固定資産の価格等の概要調書」より）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成 24 年度 省エネ： 78,819 千円 平成 25 年度 省エネ： 100,879 千円 平成 26 年度 省エネ： 32,199 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>租税特別措置の適用件数は着実に増加してきており、本税制特例は、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修の促進に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中古住宅流通市場やりフォーム市場の規模を 2020 年までに倍増する（平成 22 年 10 兆円） ・中古住宅の省エネリフォームを 2020 年までに倍増する（平成 23 年 32 万件）
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>政策目標の達成のためには、本特例を引き続き措置するとともに拡充することで、性能向上リフォームを広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難であり、また、日本再興戦略の改訂を踏まえ、政策目標を修正している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>【省エネ改修】 平成 20 年度：創設、平成 22 年度：3 年延長、平成 25 年度：3 年延長、平成 28 年度：2 年延長</p>